

令和 6 年度

・ 65 歳未満の方	28,080 円 (被保険者の介護保険料込み)
・ 65 歳以上で被扶養者がいない方 ・ 65 歳以上で被扶養者が 40 歳未満又は 65 歳以上の方	23,400 円 (介護保険料は別途自治体に支払が必要※1)
・ 65 歳以上で被扶養者が 40 歳以上 65 歳未満の方 (特定被保険者※2)	28,080 円 (被扶養者の介護保険料込み、自身の 介護保険料は別途自治体に支払が必要※3)

※1：65 歳の誕生日の前日が属する月から市区町村に介護保険料を納めることとなります。

※2：特定被保険者とは 40 歳未満もしくは 65 歳以上で被扶養者が 45 歳以上 65 歳未満の方

※3：被扶養者分の介護保険料をユニシス健保へ納入、自身の介護保険料は 65 歳の誕生日の前日が属する月から
市区町村に介護保険料を納めることとなります。